

山口県サイクリング協会規約

(平成19年4月1日制定)

(令和4年4月1日改定)

第1章 総則

(名 称)

第1条 本会は、山口県サイクリング協会（英語名 Yamaguchi Cycling Association、略称 YCA）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、山口県宇部市際波300-6 林 茂樹 宅 に事務所を置く。

(支 部)

第3条 本会は、役員会の承認を得て、必要に応じ支部等をおくことができる。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第4条 本会は、サイクリングの健全なる発展と、その普及に努めるとともに、自然との共生の中での健康の増進、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(事 業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) サイクリングの普及奨励。
- (2) サイクリング指導者の養成。
- (3) サイクリング大会他各種イベントの開催。
- (4) サイクリングに関する情報、資料の提供。
- (5) 公益財団法人日本サイクリング協会（以下、「JCA」という）が行う事業への支援協力。
- (6) 関係諸機関・団体との交流、協力及び連絡協調。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 会員・会費

(会 員)

第6条 本会は、次の会員をもって組織する。

- (1) 普通会員（本会に所属を希望する JCA 賛助会員）
- (2) クラブ登録会員（本会にクラブ登録した団体に所属する会員）
- (3) ショップ登録会員（本会にショップ登録したショップ）
- (4) 名誉会員（本会に多大な寄与のあった個人、団体）

(5) その他（本会の運営に対し、役員会で必要と認めた個人、団体）

2 クラブ登録会員、ショップ登録会員においては、代表者が普通会員であることが望ましい。

(入 会)

第7条 本会は、第6条に規定する者が所定の手続きをしたときに入会を認める。

(会 費)

第8条 会員になろうとするものは、別途定める会費を納入しなければならない。

2 会費は翌年度募集期間を除き、納入時期にかかわらず、その年度の4月1日から翌年3月31日の期間分とし、会員資格を喪失した場合においても、既納の会費は返納はしない。

(会員資格の喪失)

第9条 以下の事項に該当するものは会員資格を失う。

- (1) 退会届を提出した時
- (2) 本人が死亡した時、会員であるクラブ、ショップが消滅したとき
- (3) 年度更新の手続きを行わない者
- (4) 個人会員で所属を本会（山口県）から変更した者
- (5) 本規約に違反し、又は不都合な行為ありと役員会の議決により認められた者

第4章 役員及び事務局等

(役 員)

第10条 本会に以下の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名
- (4) 常任理事 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 2名

(役員を選出)

第11条 会長、副会長、理事長、常任理事、理事、監事は総会において選出する。

(職 務)

第12条 会長は本会を代表し会務を総理する。副会長は会長を補佐し必要あるときはその職務を代行する。

第13条 理事長は会長の命を受けて会務を執行するとともに、JCAとの連絡調整にあたる。

第14条 常任理事は理事長を補佐し必要あるときはその職務を代行する。

第15条 理事は常任理事を補佐し会務を執行する。

第16条 監事は会務を監査する。

(役員任期)

第17条 役員任期は2年とし再任を妨げない。

2 補充役員任期は前任者の残任期間とする。

(役員解職)

第18条 本規定に違反あるいは本会の名誉を著しく損なう行為が認められたとき、役員会の議決により当該役員を解職することができる。

(役員報酬)

第19条 役員は無報酬とする。ただし、職務のために必要な実費等は支給することができる。

(名誉会長、顧問、相談役及び常任委員)

第20条 本会は役員会の議決を経て、名誉会長、顧問、相談役及び常任委員をおくことができる。

第21条 名誉会長は必要に応じて、総会、大会等に参加し意見を述べることができる。

第22条 顧問、相談役は、重要事項について会長の諮問に応じ意見を具申する。

第23条 常任委員は理事長の命を受け専門事項について処理する。

(事務局・会計)

第24条 本会の事務を処理するため事務局、および会計をおく。尚、事務局、および会計については、監事以外で兼務することができる。

第5章 会 議

(総 会)

第25条 総会は毎会計年度終了後2ヶ月以内に会長が招集し、事業計画、予算、決算の承認、役員選出等の重要事項について審議決定する。尚、会長が必要と認めた場合または役員現任数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、臨時総会を招集しなければならない。

2 総会の議長はその総会に出席した会員の中から選出する。

(役員会)

第26条 役員会は、会長、副会長、理事長、常任理事、理事をもって構成し、会務を審議、執行する。

2 役員会の議長は会長とする。必要あれば会長が議長を指名することができる。

(議 決)

第27条 総会の議決は、普通会员の出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

2 クラブ登録会員、ショップ登録会員について、代表者は総会において意見を述べることができるが、議決権は与えないものとする。

3 役員会の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決する。

第6章 会計

(会計年度)

第28条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

(経費)

第29条 本会の経費は、会費、助成金、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれにあててる。

第7章 その他

(その他)

第30条 この規約に定めるものの他、本会の会務執行に関して必要な事項は、役員会において別に定める。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

この規約は、平成24年4月1日から改正する。

この規約は、平成26年4月1日から改正する。

この規約は、平成27年4月1日から改正する。

この規約は、平成29年4月1日から改正する。

この規約は、令和4年4月1日から改正する。